

厚木リーグ戦規約

厚木市バドミントン協会

第 1 章 総則

第 1 条 (名称と構成)

厚木市バドミントン協会の厚木リーグ戦と称する（以下、厚木リーグ）
厚木リーグは一般の部とシニアの部から構成される

第 2 条 (目的)

厚木市バドミントン協会（以下、協会）に所属する団体、個人の技術向上と親睦の増進を図る

第 2 章 会員

第 3 条 (参加資格)

参加資格は、各年度の申し込み締切日までに協会に登録完了しており、協会主催の大会、行事に参加し、協会の発展に寄与した、または寄与と思われる団体または個人とする。その他、厚木市バドミントン協会規約に準じる。未成年者の参加はチーム責任者の責任の下に行う
シニアの部は男子 45 歳、女子 40 歳以上とする。（当年度 4 月 1 日現在）
一般の部とシニアの部の重複参加は不可とする

第 4 条 (チームの構成)

チームは協会会員による任意チーム（登録団体とは無関係に、会員間でチームを構成）とする

第 5 条 (部の設置)

厚木リーグは 6 チームで部を編成し、上位の部から 1 部、2 部、3 部・・・と称する。
各部の編成は前年度の順位により決定する

第 6 条 (新規参加)

許容可能な枠数を超えて新規に参加申し込みがあった場合の優先は下記順位で行う
但し、厚木市バドミントン協会理事会による承認を必要とする
新規参加チームは最下部に編入する。

- 1) 市内在住、在勤者の割合（市内在住、在勤者の割合を考慮する）
- 2) 前年度からの継続申込（前年度の協会主催大会出場、行事参加実績も考慮する）
- 3) 申込み順

第 3 章 試合

第 7 条 (試合形式、入れ替え及び表彰)

各部毎に総当り団体戦を行い、上部の下位 2 チームと下部の上位 2 チームは自動的に入れ替える
各部の 1 位チームを表彰する。

第8条 (規則・審判)
日本バドミントン協会規則に準拠とする。会場に制約がある場合など、本部判断でローカルルールを設定することができる。審判は対戦する両チームが協議の上実施する

第9条 (使用シャトル)
使用シャトルは、各チーム持ち寄りとし、日本バドミントン協会第2種検定球以上とする(使用シャトルに制限のある場合は、別途案内する)

第10条 (試合構成)

各試合は下記順で行う

| [一般の部] | [シニアの部] | オーダー例(男2人, 女3人) |
|------------------|-------------------|-----------------|
| 1. 女子ダブルス | 1. 女子ダブルス | (女1, 女2) |
| 2. シングルス(男女を問わず) | 2. 男子ダブルス | (男1, 男2) |
| 3. 混合ダブルス | 3. 混合ダブルス | (男1, 女3) |
| 4. 混合ダブルス | 4. 混合ダブルス | (男2, 女1) |
| 5. 男子ダブルス | 5. フリーダブルス(男女問わず) | (女2, 女3) |

一人2種目(2試合)まで出場可とするが、同一種目の重複、同一組合せは認めない(シニアの部の試合も、男女とも2人以上且つ計5人以上とする)

いずれも21本3セット、ラリーポイント制。試合順序は、対戦チーム相互の話し合いにより、変更可能とする。3ゲーム先取による勝敗決定後は相手チームの了承を得て、選手を変更することができる。尚、変更する場合は、変更氏名をスコアシートに必ず記入し、本部に報告することとする

もし、報告がない場合は、その試合をオープン扱いとする

第11条 (試合の成立、報告)

試合は、開始時点で、構成を満たす場合に成立とし、構成を欠く場合は棄権とみなす。棄権の場合は、相手チームの勝ちとし記録は5-0とする。各ゲームの得点はすべて21-0とする。試合成立後の棄権は、途中棄権の場合でも該当ゲームを21-0とする各チームは結果を本部に報告する

行政方針、天変地異、その他で試合会場体育館が使用できない場合は、当日の試合は中止とし、再試合延期は行わない。チーム双方はペナルティー無しの棄権とする

尚、停電等によって試合途中で体育館が使用できなくなった場合は、どちらかのチームが3勝して勝敗が決まっている場合には、試合は成立して記録に加えることとする。

どちらのチームも3勝しておらず勝敗が決まっていない場合には、再試合延期は行わずチーム双方はペナルティー無しの棄権とする。

第12条 (会場設営等)

会場の準備・後片付け等は参加者全員で協力して行うが、各部の前年度第4位を責任者とする

第13条 (試合の棄権及びオープン試合)

棄権をして試合を行わない場合、またはオープン試合の連絡は、原則試合日の1週間前までに協会に申し出ることとする。

また、一度棄権またはオープン試合の連絡をしておいて、再びオープン試合または正規の試合への復帰が可能となった場合の連絡も同様に試合日の1週間前までに協会に申し出ることとする。

以上の内容を原則試合日1週間を切ったからの連絡は受け付けないこととする。

緊急時には別途連絡をすることとする。

やむを得ない事情については考慮するが、著しくスポーツマンシップに反すると判断された場合は、不正行為と見なす。

第 4 章 その他

第 14 条 (チーム継続基準)

チームの継続は前年度のメンバーの3分の2以上が残留することを基本とし、前年度の試合を2試合以上参加していることを条件とする。但し、オープン戦での参加は、2回で1試合参加とみなす。又、不正行為を行ったチーム及び駐車場規則に違反したチームの継続は認めないやむを得ず、チーム名称を変更したチームは新規参入チームと見なす。(最下部、最下順位からのスタートとなります)

なお、チーム継続承認の最終判断は厚木市バドミントン協会の理事会にて決定される

第 15 条 (保険の適用)

試合中の負傷については、厚木市バドミントン協会加入の傷害保険が適用される。ただし、当日の会場で本部に申し出をし、協会の証明を受けた場合に限る

第 16 条 (申し込み)

厚木リーグに継続参加及び新規参入希望チームは、所定の参加申込書に記入し、締切り日までに、協会ホームページよりメールにて申し込みを行い、参加費は厚木市バドミントン協会指定の銀行口座に振り込むこととする

第 17 条 (規約の改正)

本規約は、厚木市バドミントン協会の理事会において、その出席者の過半数の賛成によって改正することができる

第 18 条 (施行・改正)

本規約は1999年6月1日より適用する。 本規約は2009年4月25日一部改正する
本規約は2011年4月1日一部改正する。 本規約は2013年5月13日一部改正する
本規約は2015年3月9日一部改正する。 本規約は2017年3月5日一部改正する
本規約は2018年2月19日一部改正する。 本規約は2019年3月11日一部改正する
本規約は2020年3月8日一部改正する
本規約は2022年3月20日全面見直し改正する
本規約は2023年3月20日一部改正する
本規約は2023年8月21日一部改正する